

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保
について

今般、厚生労働省より各都道府県知事宛標記通知がなされ本会に対しても情報提供がありました。本件は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応及び昨年 12 月の感染症法等改正を踏まえた、平時における検疫所と都道府県との連携に当たっての具体的な事項を通知するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 昨年 12 月の感染症法等改正による改正後の検疫法においては、検疫所長が医療機関の管理者と協議し合意が成立したときは、検疫感染症（感染症法の一類感染症、新型インフルエンザ等感染症）、感染症法の新感染症又は検疫法に基づき政令で指定される感染症の病原体に汚染した外国から来航した船舶又は航空機における検疫感染症等の患者の隔離及び検疫感染症等が疑われる者の停留に係る入院の委託を受けること等を内容に含む協定を締結するものとされていること。
 - 検疫所長による入院の委託先は、緊急その他やむを得ない理由があるときを除き、検疫感染症等の患者の隔離の場合は、特定、第一種、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関、検疫感染症等が疑われる者の停留の場合は、特定、第一種、第二種感染症指定医療機関又第一種協定指定医療機関若しくはこれら以外の医療機関で検疫所長が適当と認めるものとされていること。
 - 協定を締結するに当たっては、これまでの感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種感染症指定医療機関）を中心に検討しつつ、地域の実情に応じてそれ以外の医療機関を対象とすることも考えられるとされていること。
 - 検疫法における協定は、感染症法に基づき都道府県と医療機関が締結する医療措置協定とは異なること。
- 検疫所は感染症法に基づく都道府県連携協議会等に平時から積極的に参画し、都道府県と、検疫法又は感染症法に基づく医療機関との協定の内容、病床確保の計画、入院調整に係るルール若しくは宿泊施設の確保等の検疫感染症等対応に係る情報を共有すること。

（参考）

「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」等の発出について（[令和 5 年 6 月 5 日付日医発第 472 号（健Ⅱ）（地域）](#)）

各都道府県知事 殿

健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和 6 年 4 月 1 日に施行されるところ、改正法及びその運用に当たっての各種省令・通知等においては、都道府県と検疫所の連携に係る規定も整備されたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、平時において、検疫所が都道府県との連携を確保するに当たって参考となり得る具体的な事項について別添のとおり検疫所宛てに通知しているのでその内容についてご了知の上、都道府県におかれては、特に下記事項について格別の配慮をお願いする。

なお、本通知の内容については、医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添える。

記

- ・ 都道府県は、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき予防計画の策定及び医療措置協定の締結を行うところ、検疫所が協定を締結する医療機関は、都道府県が医療措置協定を締結する医療機関と重なるため、都道府県は、医療提供体制を整備する際にはこの点にも留意すること。（別添第 2 の 1 関係）
- ・ 検疫所長は、改正法による改正後の検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 23 条の 4 第 1 項に基づき、医療機関との間で協定を締結することとされており、当該協定の締結に当たっては、同条第 2 項に基づき都道府県知事の意見を聴くとともに、協定を締結した際には、同条第 3 項に基づき都道府県知事に通知することとされている。都道府県においてはこのことをご承知おきいただくとともに、検疫所と医療機関との協定の締結に関して必要な協力をする事。（別添第 2 の 1 関係）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応においては、都道府県等と検疫所それぞれで入院措置の対象者が増加し、都道府県等と検疫所の間での入院調整に苦慮する場面があった。改正法による改正後の検疫法第 23 条の 5 では、検疫所長と都道府県知事は、検疫所長に

よる隔離等の入院の調整に当たって相互に連携することとされている。これらを踏まえ、検疫所長が行う隔離等に係る入院調整に関して、都道府県と検疫所の間であらかじめルールを決めておくなど必要な検討を行うこと。(別添第2の2関係)

- 上記事項及び別添の趣旨を踏まえ、都道府県連携協議会やその他の場を活用し、平時から、有事の際に連携が必要となることが想定される検疫所と必要な検討を行うこと。その際、新型コロナウイルス感染症の対応も踏まえ、入国者数が多い国際空港の周辺の検疫所については、当該検疫所が所在する都道府県以外の近隣の都道府県とも連携が必要となることもある点に留意すること。(別添第1関係)
- 新型コロナウイルス感染症対応では、検疫において宿泊療養・施設待機の対象者が急増し施設が不足した際に都道府県が宿泊療養のために確保していた施設を利用した事例や、都道府県と検疫所が共同で同一の宿泊施設を利用した事例があった。このため、都道府県と検疫所の間で宿泊施設確保の調整方法等についてあらかじめ調整しておくなど必要な検討を行うこと。(別添第3関係)

以上

感企発 1027 第 1 号
感感発 1027 第 1 号
令和 5 年 10 月 27 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長
(公 印 省 略)
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県との連携の確保について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 79 号。以下「整備省令」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 202 号）や、「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」（令和 5 年 5 月 26 日付け健感発 0526 第 16 号・医政地発 0526 第 3 号・医政産情企発 0526 第 1 号・健健発 0526 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長・医政局地域医療計画課長・医政局医薬産業振興・医療情報企画課長・健康局健康課長通知）等により、施行に向けた具体的な運用について示されてきたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、平時において、改正法に係るものとして検疫所が都道府県との連携を確保するに当たって参考となりうる具体的な事項を下記のとおり整理したので、特に国際空港周辺の検疫所においては、検疫所が都道府県連携協議会（改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下単に「感染症法」という。）第 10 条の 2 第 1 項に規定する都道府県連携協議会をいう。以下同じ。）に参画する際などに参考にし、地域の実情に応じて適切に対応いただき、平時より都道府県との連携の確保に努めていただくようお願いする。

なお、本通知の内容については、医政局地域医療計画課と協議済みであり、下記事項については、都道府県にもお示ししている旨申し添える。

記

第1. 都道府県連携協議会への参画等について

新興感染症発生時の検疫対応において、医療機関の調整や宿泊療養施設の調整等が生じる可能性のある都道府県に対しては、都道府県連携協議会等が未開催であれば、これらの主旨及びそのための参画の意思を伝えるなどにより、積極的な参画を検討すること。

また、既に都道府県連携協議会が開催されており、検疫所として参画していない場合においても、上記の調整等は必要であることから、都道府県における個別の担当部署と常時から緊密な連絡・情報共有を行うなど、個別に連携すること。

- ・ 感染症法第10条の2第1項により、都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、関係機関により構成される都道府県連携協議会を組織するものとされた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応においては、当該検疫所の所在する都道府県のみならず、近隣の都道府県の医療機関に入院を委託する等の対応が必要な事例があったことも踏まえて、検疫対応において調整が必要となる可能性のある都道府県の連携協議会については、当該都道府県における連携協議会が未開催であれば、都道府県に対して調整等が必要な内容を説明するなどにより、関係機関として参画することを積極的に検討すること。また、参画した都道府県連携協議会における議事等の内容について、必要に応じて、近隣の検疫所間で共有を図ることも考えられる。
- ・ また、既に調整が必要な都道府県において連携協議会が開催されている場合や、検疫所として都道府県連携協議会に参画する必要があると判断するような場合にあっても、都道府県との連絡体制を構築しておく必要性に変わりはないことから、その他の会議への参画や、都道府県における個別の担当部署と常時からの緊密な連絡・情報共有などを行うことが考えられる。
- ・ なお、既に都道府県連携協議会に参加している検疫所においては、引き続き、調整内容について遺漏なきように対応されたい。

第2. 病床確保・入院調整について

1. 都道府県は、感染症法に基づき予防計画を策定し、その中で医療措置協定（感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいう。以下同じ。）に基づく確保可能病床数の目標を設定した上、当該目標を踏まえ、医療機関との間で医療措置協定を締結することとされている。一方、検疫所も、医療機関と協定（改正法による改正後の検疫法（昭和26年法律第201号）（以下単に「検疫法」という。）第23条の4第1項の規定する協定をいう。以下同じ。）を締結することとされているところ、当該協定の締結に当たっては都道府県知事への意見聴取及び通知が必要とされており、協定の締結に関しても都道府県とよく連携すること。

特に国際空港周辺の検疫所は、隔離等のために入院を委託する可能性がある医療機関に係る情報をあらかじめ都道府県と共有するなど、都道府県連携協議会の場などにおいて、平時から都道府県との間で病床確保について連携することが望ましい。

- ・ 感染症法第10条において、都道府県は、都道府県連携協議会に協議の上、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）を策定することとされており、当該計画において、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）の患者等を入院させるための病床数に係る目標を設定することとされている（整備省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条の2第2項）。都道府県は、予防計画で設定した目標の達成に向け、感染症法第36条の3第1項の規定による医療措置協定の締結を行うこととされている。都道府県は、新興感染症が発生した際には、当該感染症の患者について、感染症法に基づく特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関に入院させることとされている。
- ・ また、検疫法において、新興感染症の患者等の隔離等については、原則として、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関（停留の場合は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関若しくはこれら以外の医療機関で検疫所長が適当と認めるもの）に入院を委託して行うこととされ（検疫法第15条等）、検疫所長は、これらの医療機関に迅速かつ適確に入院を委託できる体制を整備するため、平時より、医療機関との間で協定を締結することとされている（検疫法第23条の4第1項）。実際に協定を締結するに当たっては、これまでの感染症指定医療機関を中心に検討しつつ、地域の実情に応じてそれ以外の医療機関を対象とすることも考えられる。
- ・ 検疫所長が医療機関と協定を締結するに際しては、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くとともに、協定を締結したときは、その内容を都道府県知事に通知することとされていることから（検疫法第23条の4第2項及び第3項）、各検疫所においては、次以降に記載する点について都道府県担当部局と十分な調整・共有を行うこと。
- ・ そして、検疫所が協定を締結する医療機関は、都道府県が医療措置協定を締結する医療機関と

重なることから、特に国際空港周辺の検疫所においては、あらかじめ、現在検疫所が委託契約を締結している医療機関の状況等を踏まえ、隔離等の委託先として想定される医療機関に係る情報を都道府県に共有するなど、都道府県連携協議会の場などにおいて、平時から都道府県との間で病床確保について連携することが望ましい。

- ・ 都道府県との連携に当たっては、特に新興感染症が発生した場合に検疫所による隔離等の件数が相当数見込まれる検疫所においては、新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、必要となる病床数を共有することが考えられる（※）。
- ・ なお、検疫所が隔離等を行う対象者に外国人が多く含まれることが想定され、言語、宗教、食事対応等の面において対応が可能な医療機関の情報が必要となることも考えられるところ、外国人の入院に係る病床の情報等について都道府県に聴取することも考えられる。

(※) 検疫所による隔離等に必要となる病床数の調整に当たっては、都道府県が確保する病床数の内枠で対応することは差し支えないが、医療措置協定による確保分との整合性（競合する場合の優先順位等）を医療機関との締結前に都道府県とよく調整する必要がある。（検疫所の水際対策において、病床が必要となるのは、海外発生期から国内発生早期が主と考えられるが、他方、都道府県において、病床が必要となるのは、主として、国内感染期となることが想定される。このため、都道府県と検疫所が異なる時期に同じ感染症病床等を重複して確保することが想定されることを踏まえて、都道府県と調整することが必要である。）

2. 検疫所による隔離等と都道府県による入院措置が重複する場面に備え、あらかじめ、入院調整に係るルールを議論すること。

- ・ 検疫所による隔離等の入院調整については、検疫所が入院の委託先を選定することが基本となる。一方で、新型コロナウイルス感染症対応では、検疫所による隔離等の対象者と都道府県等による入院措置の対象者のいずれも増加した際に、それぞれが入院させようとする医療機関が重複し、両者の間で調整が必要となる事例があった。
- ・ こうした事例も踏まえ、特に新興感染症が発生した場合に検疫所による隔離等の件数が相当数見込まれる検疫所においては、検疫法第 23 条の 5（入院の委託先の調整に係る検疫所長と都道府県知事の連携）の趣旨に鑑み、検疫対応においても国内対応においても入院対象となる患者の数が多くなった場合等に備え、都道府県と調整の上、入院調整のルール（※）をあらかじめ決めておくことが望ましい。

(※) 例えば、検疫所が隔離等を行った際にはその都度都道府県に連絡すること、緊急時のための連絡体制を構築しておくことや都道府県の入院調整本部において一括して入院先の選定を行うことなどが考えられる。

第3. 宿泊施設の確保について

宿泊療養施設については、検疫所による停留及び宿泊療養・待機施設としての利用、都道府県による宿泊療養施設としての利用のいずれにも使用される可能性があることを踏まえ、検疫所と都道府県の間での宿泊施設の共同利用や、いずれかの確保する施設が不足した際の調整方法等について検討すること。

- ・ 宿泊施設については、検疫所及び都道府県はそれぞれ、検疫法及び感染症法に基づく宿泊施設療養等に使用する。また、感染症法第36条の6により、都道府県は、宿泊施設の確保に関して協定を締結するものとされている。また、検疫所においても、平時から停留及び宿泊療養・待機施設を確保するため、宿泊施設との間で協議を行うことが考えられる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応では、検疫において宿泊療養・施設待機の対象者が急増し施設が不足した際に都道府県が宿泊療養のために確保していた施設を利用した事例や、検疫所と都道府県が共同で同一の宿泊施設を利用した事例があった。
- ・ 特に新興感染症が発生した場合に宿泊療養・施設待機の対象者が多く見込まれる検疫所においては、宿泊施設の確保に当たってはこうした事例を参考に、検疫所と都道府県の間で、それぞれが確保する宿泊施設の情報を共有することや、両者による共同利用、いずれかの確保する施設が不足した場合に互いに融通することやその際の調整方法、費用負担の方法等についてあらかじめ調整しておくことが望ましい。

以上